

# 令和3年度 日立市新エネルギー機器 普及促進事業補助金 申請の手引き

日立市では、地球温暖化対策の一環として、新エネルギーの普及を促進するため、「住宅用太陽光発電システム」、「家庭用燃料電池（エネファーム）」、「蓄電システム」を設置する個人を対象に、設置費の一部を補助します。

**問合せ及び提出先** 日立市生活環境部環境政策課

〒317-8601

日立市助川町 1-1-1

TEL 0294-22-3111（内線 297、746）

IP 050-5528-5065

FAX 0294-21-5016

Eメール [kansei@city.hitachi.lg.jp](mailto:kansei@city.hitachi.lg.jp)

## 1 申請受付 令和3年4月1日（木）～

※先着順に受け付け、予算の上限に達した時点で終了とします。

## 2 受付窓口 日立市役所環境政策課（庁舎西側2階） 【支所等での受付はできません】

※郵送も可能ですが、添付書類を含む全ての書類が揃わない場合は受付となりません。

提出前に書類を十分に確認し、申請者又は手続き代行者の連絡先（日中連絡が取れるもの）を明記の上、環境政策課に事前に連絡してから送付してください。

## 3 補助対象機器一覧

補助対象機器	補助金額	機器の要件
住宅用太陽光発電システム	1kWあたり 10,000円 (上限30,000円)	<ul style="list-style-type: none"><li>●太陽光発電による電気が、設置される住宅において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものであること。(余剰電力売電)</li><li>●太陽電池モジュールが一般財団法人電気安全環境研究所(JET)の認証(JETPVm)又は市が認める認証機関の認証を受けていること。</li><li>●太陽電池モジュールの出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい値(以下「発電出力」という)が10kW未満であること。</li><li>●未使用品であること。</li></ul>
家庭用燃料電池 (エネファーム)	1基あたり100,000円 (1世帯につき1基)	<ul style="list-style-type: none"><li>●一般社団法人燃料電池普及促進協会の認定を受けた設備であること。</li><li>●未使用品であること。</li></ul>
蓄電システム	1基あたり50,000円 (1世帯につき1基)	<ul style="list-style-type: none"><li>●一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて登録されていること。</li><li>●既設又は新設の住宅用太陽光発電システム(発電出力10kW未満のものに限る)と連系する設備であること。</li><li>●未使用品であること。</li></ul>

※太陽光発電システムの補助金額は、太陽電池モジュールの最大出力(小数点第2位未満を切捨て)に10,000円を乗じて得た額とします。1,000円未満の端数は、切り捨てとします。

(例1) 太陽電池モジュールの最大出力が2.88kWのシステムを設置する場合

$$2.88\text{kW} \times 10,000 \text{円/kW} = 28,800 \text{円} \rightarrow \underline{28,000 \text{円}}$$

(例2) 太陽電池モジュールの最大出力が3.13kWのシステムを設置する場合

$$3.13\text{kW} \times 10,000 \text{円/kW} = 31,300 \text{円} \rightarrow \underline{30,000 \text{円}}$$

※金額が上限を超えるので、補助金の額は30,000円となります。

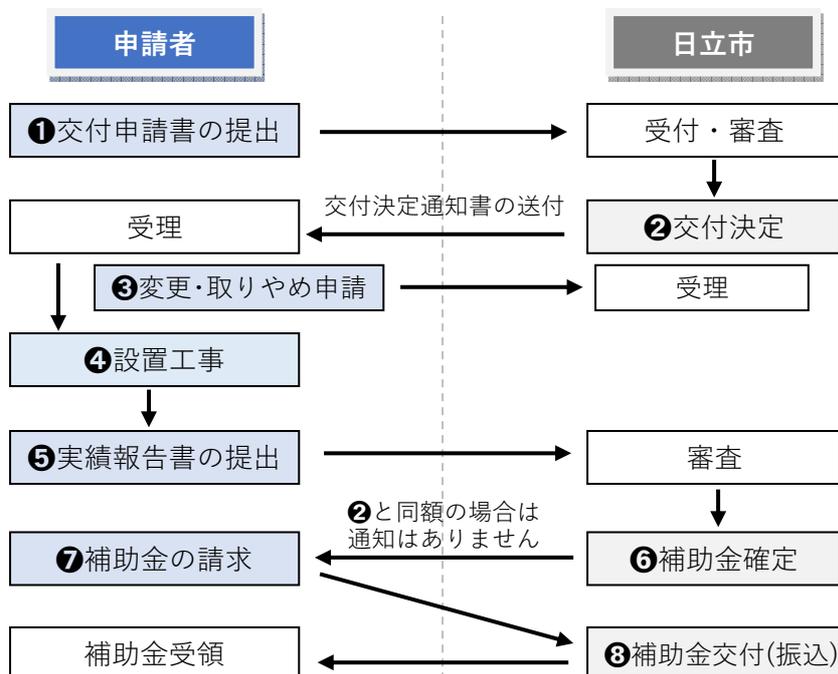
※蓄電システムは、「茨城県自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金」を活用しています。

#### 4 補助金対象となる方 ※設置済みの方は対象となりません。

次の条件全てを満たすことができる方が対象となります。

- (1) 市内において、自ら居住する住宅又は居住しようとする住宅に新たに機器を設置する方、又は機器が設置された住宅等を購入し居住する方で、機器設置に係る経費を自ら負担する方  
 ※機器を設置しても、キャンペーン等で無料となる場合や、FIT 制度に係る債権を譲渡し経費に充てる場合等は、対象外となります。
- (2) 市の補助金の交付が決定してから設置工事に着手する方（建売住宅を購入する場合は、交付が決定してから引き渡しとなる方）
- (3) 本人又は本人と同一世帯において、過去に市の同種の補助金を受けていない方
  - ア 住宅用太陽光発電システム  
 過去に日立市太陽光発電システム普及促進事業補助金又は日立市新エネルギー機器普及促進事業補助金（住宅用太陽光発電システム）の交付を受けていない方
  - イ 家庭用燃料電池（エネファーム）  
 過去に日立市新エネルギー機器普及促進事業補助金（家庭用燃料電池）の交付を受けていない方
  - ウ 蓄電システム  
 過去に日立市新エネルギー機器普及促進事業補助金（蓄電システムに関するもの）の交付を受けていない方
- (4) 市税の滞納がない方
- (5) 【蓄電システムを設置する場合】本人又は本人と同一住所に居住する家族が、茨城県が実施する「いばらきエコチャレンジ」に登録し、家庭内で省エネの取組を行っている方
- (6) 機器の引き渡し及び設置経費の全部又は一部の支払が完了し、令和4年3月4日（金）までに市へ実績報告書（添付書類全てを含む）を提出できる方

#### 5 手続きの主な流れ



①・⑤の添付書類は3ページ以降をご覧ください。  
 ③申請内容に変更が生じた場合は、工事着工前に、「変更等申請書（様式第3号）」を提出してください。工事取りやめの場合も変更等申請書の届け出が必要です。  
 ⑥交付決定時と同額の場合は、補助金確定の通知はしません。  
 ⑦補助金の請求は、⑤の実績報告書と併せて「補助金交付請求書(様式第9号)」を提出してください。

## ① 交付申請書の提出

補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付し、**機器の設置工事を開始する14日前（土日・祝日除く）までに提出してください。**（設置後の申請は、補助金交付の対象外）

補助金対象機器が設置された建売住宅を購入する場合は、当該住宅の引き渡しが行われる14日前までに、交付申請書を提出してください。

### 【申請時に必要な書類】

対象機器	チェック <input checked="" type="checkbox"/>	申請時に必要な書類
全機器共通		● 交付申請書（様式第1号）（※1）
		● 工事請負契約書又は売買契約書の写し
		● 見積書及び内訳書の写し 機器の型式、金額、数量、出力等が記載されているもの
		● 機器の設置予定の住宅等の位置図及び機器の配置図（※2）
		● 納税証明書（写し不可） 令和3年1月1日現在住民登録している市町村のもので、市税の滞納がないことが確認できるもの
		● （既築の場合）建物の全景、機器設置予定箇所の写真（※3）
		● （借家等に設置する場合）住宅等所有者の同意書 （形式は任意。参考様式1の使用も可）
	● その他市長が必要と認める書類	
太陽光発電システム		● 太陽電池モジュールの認証が確認できる書類 仕様書等の写し又は太陽電池モジュール認証番号表 （形式は任意。参考様式2の使用も可）
家庭用燃料電池（エネファーム）		● 製造事業者、品名番号等が確認できる書類 一般社団法人燃料電池普及促進協会の認定を確認できるもの
蓄電システム		● 製造事業者、パッケージ型番、蓄電容量が確認できる書類 一般社団法人環境共創イニシアチブの登録を確認できるもの
		● 設置する機器と住宅用太陽光発電システムを連系する旨の念書 （形式は任意。参考様式3の使用も可）
		● 「いばらきエコチャレンジ」登録者アカウント情報画面の写し（※4）  ← 「いばらきエコチャレンジ」の登録はこちらから

### ■ 申請時における注意事項

（※1） 交付申請書等提出いただく様式における申請者の認印等の押印欄は、令和3年度から廃止されました。ただし、申請者の氏名記入欄は、申請者本人の自筆記入をお願いします。

(※2)「設置予定住宅の位置図」は、設置住宅の場所が確認できる住宅地図等を添付してください。分譲地等で場所が分かりにくい場合、区画図などを別途添付してください。

(※3) 既築の場合、申請時は機器が設置されていないことを確認するため、設置予定箇所の写真をご提出いただきます。**太陽光発電システムを設置する方は、設置する屋根の全体が見える写真が必要**となりますので、ご注意ください。

(※4) 蓄電システムは、茨城県が実施する「**いばらきエコチャレンジ**」に登録していることが条件（茨城県の補助金を利用しているため）となります。

#### 【提出書類の印刷方法】

- ①「いばらきエコチャレンジ」のホームページ (<https://www.ibaraki-eco-challenge.jp/>) から会員登録
- ②ログイン後、ホーム画面の右上部「アカウントの編集・削除」をクリック
- ③**アカウント情報（申請者の氏名・メールアドレス等記載）の画面を印刷し、申請時に添付**  
※別紙参照。画面の印刷ができない場合、「いばらきエコチャレンジ」に登録した際のメールアドレスを交付申請書にご記入ください。申請者本人が「いばらきエコチャレンジ」への登録が難しい場合、同一住所に居住する家族の方が登録する場合も対象とさせていただきます。

## ②交付決定

市は、申請を受け付けた後、審査を行い、交付決定通知書（様式第2号）を申請者へ送付します。受付から発送まで、14日程度かかります。

## ③申請内容等の変更・取りやめ

●交付決定通知書受領後に申請内容に変更が生じた場合は、変更等申請書（様式第3号）を提出してください。（設置機器の機種変更、太陽電池モジュールの最大値変更など）

※**変更の申請は、工事着工前に提出してください。**変更等申請書が提出されていない場合は、実績報告書を受領することができません。

※添付書類はケースによって異なりますので、**事前にお問い合わせください。**

●工事取りやめの場合も、変更等申請書の届け出が必要です。

## ④機器設置工事・運転開始

交付決定通知書受領後、補助金申請機器の設置工事を開始してください。

## ⑤実績報告書の提出

【提出期限：令和4年3月4日（金）まで】

機器の設置工事完了後、必要書類が揃い次第、提出期限を待たずに速やかに実績報告書（様式第7号）を提出してください。令和4年3月4日までに実績報告書（添付書類を含む）が提出されない場合は、補助金の交付決定が取消しとなり、補助金をお支払いすることができなくなりますので、ご注意ください。

### 【実績報告時に必要な書類】

対象機器	チェック <input checked="" type="checkbox"/>	実績報告時に必要な書類
全機器共通		●実績報告書（様式第7号）
		●機器の設置に係る領収書の写し 宛名が申請者本人で、ただし書の欄に申請した機器の設置費又は設置費が含まれている旨の記載があるもの
		●住民票（申請時の住所と設置場所の住所が異なる場合のみ。写し不可） 住所の異動届が済み、新しい住所のもの
		●補助金交付請求書（様式第9号） ※実績報告書と併せて提出してください
太陽光発電システム		●その他市長が必要と認める書類
		●電力会社との電力受給契約を証する書類（「接続契約のご案内」等）
		●太陽電池モジュールの製造番号、出力測定値等の一覧 （形式は任意。参考様式4の使用も可）
家庭用燃料電池（エネファーム）及び蓄電システム		●機器設置完了後の写真 屋根全体及び太陽光モジュールの状況（枚数）が確認できるもの
		●機器の保証書の写し 品名・製造番号等が記載されている製造メーカーのもの
		●機器設置完了後の写真 設置機器の全景、型番・製造番号が分かるもの

### ■実績報告時における注意事項

- 1 太陽光発電システムについては、設置工事が完了し、電力の連系工事後、速やかに実績報告書及び添付書類を提出してください。
- 2 転居が伴う申請者は、住所の異動届が済んでから期限までに提出してください。
- 3 カードローンを組む方等で領収書の発行が受けられない場合、次の書類を提出してください。
  - (1) クレジットローン会社等との契約書の写し
  - (2) 返済計画書の写し（支払予定日、支払予定金額の記載があるもの）
  - (3) 引落口座の通帳の写し（表紙と引き落としが確認できるページ）  
※補助金額を上回るまでの支払い分

- 4 完了年月日とは、原則として機器の引き渡し日となります。(新築・建売の場合は、住宅の引き渡し日)
- 5 太陽光発電システム設置完了後の写真は、建物全体の写真と設置した全ての太陽光モジュールの状況(枚数)が確認できる写真を添付してください。完成後に撮影が困難なため提出できないことのないように、必ず設置工事時に撮影してください。

## ⑥補助金の確定

実績報告書の提出があった場合、市は審査を行い、補助金の金額を確定します。  
なお、交付決定額と同額の場合、通知はありません。

## ⑦補助金の請求

交付請求書(様式第9号)に申請者本人名義の口座を記入し提出してください。フリガナ、口座番号、支店名など誤りのないようご確認をお願いいたします。

※提出は、実績報告書と併せてお願いします。

## ⑧補助金の交付

交付請求書に基づき、指定口座に補助金を振り込みます。振込日が決まりましたら、振込通知書を送付します。(補助金の確定から14日程度かかります)

## 6 その他

- (1) 手続代行を依頼する場合、申請者(機器購入者)は申請の内容を理解した上で、手続代行者(取扱販売店、電気店、ハウスメーカーなど)に依頼してください。申請内容に不明な点がある時は、申請者に連絡することもあります。
- (2) 「いばらきエコチャレンジ」については、別紙をご覧ください。登録及び内容等については、茨城県環境政策課地球温暖化対策グループ(電話:029-301-2939)までお問い合わせください。

①いばらきエコチャレンジのホーム画面(ログイン後)の「アカウントの編集・削除」をクリック



②アカウント情報を印刷し申請時に提出

The screenshot shows the 'アカウントの編集・削除' page. The page title is 'アカウントの編集・削除'. Below the title is a form with the following fields:

名前	日立 太郎
メールアドレス	〇〇〇〇@△△△△
新しいパスワード	半角英数字 8 文字以上
新しいパスワード確認	
お住まいの市町村	日立市
ご家族の人数	×
お知らせ	受け取る

At the bottom of the form is a button labeled '更新'. A blue box on the right contains the text 'この画面を印刷' with an arrow pointing to the form.

# いばらきエコチャレンジ

## 家庭の省エネで CO<sub>2</sub>排出量を削減しましょう！

2015年の本県の家庭からのCO<sub>2</sub>排出量は約364万トンで、排出量全体の約8%を占めています。家庭からの排出量を削減するためには、日常生活における省エネの取り組みのほか、省エネ性能の優れた新しい家電製品への買換えが効果的です。古い製品をお使いの場合、必要に応じて買換えを検討してみましょう。

### いばらきエコチャレンジの主な取り組み内容

#### 日常の省エネの取り組み

エアコンの適切な温度設定や、間隔をあげない入浴など、使い方を工夫する省エネは生活の中で簡単に取り組むことができます。

#### 省エネ家電への買換え

最新の省エネ家電への買換えにより、大きな省エネ効果が得られます。



### 参加方法 ▶▶▶

#### 個人の方

#### いばらきエコチャレンジホームページから登録

ご家庭の省エネ行動をWeb上でチェックすると、その取り組みの効果（CO<sub>2</sub>排出削減量）が表示されます。

省エネを進め、削減量を増やしていきましょう。新規会員登録ページからご登録ください。

いばらき エコチャレンジ

検索



夏の冷房時の室温は28℃を目安に



ものを詰め込みすぎない



選択する

#### 事業所の方

#### いばらきエコチャレンジ賛同事業所へ登録

事業所単位で家庭の省エネチャレンジに取り組む「賛同事業所」を募集し、県のホームページで紹介しています。

裏面の賛同登録票に必要事項をご記入のうえ、FAXまたはメールで送付してください（取組結果の報告は不要です）。



【お問い合わせ・申込先】

茨城県県民生活環境部 環境政策課 地球温暖化対策グループ

TEL 029-301-2939 FAX 029-301-2949

メール kansei3@pref.ibaraki.lg.jp

IBARAKI いばらきエコスタイル  
eco style